

## 低入札価格調査制度に関する事務処理要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">低入札価格調査制度に関する事務処理要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成15年1月28日 総務第1100号〕</p> <p>〔沿革〕平成8年8月1日付け建振第153号制定、平成9年4月1日一部改正、平成12年1月18日一部改正、平成15年1月28日付け総務第1100号全部改正、平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成16年7月8日付け総務第268-1号一部改正、平成17年1月27日付け総務第886号一部改正、平成17年8月25日付け総務第513-1号一部改正、平成18年3月24日付け総務第1125号一部改正、平成19年6月21日付け総務第306号一部改正、平成19年10月15日付け総務第687号一部改正、平成21年1月19日付け総務第929号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年5月18日付け総務第149号一部改正、平成21年10月30日付け総務第720号一部改正、平成22年3月15日付け総務第1183号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年5月16日付け総務第23号一部改正、平成24年2月16日付け総務第261号一部改正、平成25年5月20日付け総務第39号一部改正、平成25年7月5日付け総務第82号一部改正、平成25年10月17日付け総務第172号一部改正、平成28年5月9日付け総務第37号一部改正、平成29年5月15日付け総務第44号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、平成31年3月29日付け総務第242号一部改正、令和元年5月16日付け出総第9号一部改正</p> <p>〔略〕</p> <p>附 則（平成15年1月28日付け総務第1100号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成15年2月3日以降に入札公告を行う工事から適用する。</li> <li>この要領の適用前に入札公告を行った工事については、なお、従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成16年3月29日付け総務第1300号） 改正後の要領は、平成16年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成16年7月8日付け総務第268-1号） 改正後の要領は、平成16年8月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成17年1月27日付け総務第886号） 改正後の要領は、平成17年1月28日から適用する。</p> <p>附 則（平成17年8月25日付け総務第513-1号） 改正後の要領は、平成17年9月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成18年3月24日付け総務第1125号） 改正後の要領は、平成18年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成19年6月21日付け総務第306号） 改正後の要領は、平成19年7月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成19年10月15日付け総務第687号） 改正後の要領は、平成19年10月22日から適用する。</p> <p>附 則（平成21年1月19日付け総務第929号） 改正後の要領は、平成21年2月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成21年3月30日付け総務第1252号） 改正後の要領は、平成21年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成21年5月18日付け総務第149号） 改正後の要領は、平成21年6月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成21年10月30日付け総務第720号） 改正後の要領は、平成21年11月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成22年3月15日付け総務第1183号） 改正後の要領は、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成23年3月25日付け総務第428号） 改正後の要領は、平成23年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成23年5月16日付け総務第23号） 改正後の要領は、平成23年6月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成24年2月16日付け総務第261号） 改正後の要領は、平成24年3月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成25年5月20日付け総務第39号） 改正後の要領は、平成25年6月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">低入札価格調査制度に関する事務処理要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成15年1月28日 総務第1100号〕</p> <p>〔沿革〕平成8年8月1日付け建振第153号制定、平成9年4月1日一部改正、平成12年1月18日一部改正、平成15年1月28日付け総務第1100号全部改正、平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成16年7月8日付け総務第268-1号一部改正、平成17年1月27日付け総務第886号一部改正、平成17年8月25日付け総務第513-1号一部改正、平成18年3月24日付け総務第1125号一部改正、平成19年6月21日付け総務第306号一部改正、平成19年10月15日付け総務第687号一部改正、平成21年1月19日付け総務第929号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年5月18日付け総務第149号一部改正、平成21年10月30日付け総務第720号一部改正、平成22年3月15日付け総務第1183号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年5月16日付け総務第23号一部改正、平成24年2月16日付け総務第261号一部改正、平成25年5月20日付け総務第39号一部改正、平成25年7月5日付け総務第82号一部改正、平成25年10月17日付け総務第172号一部改正、平成28年5月9日付け総務第37号一部改正、平成29年5月15日付け総務第44号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、平成31年3月29日付け総務第242号一部改正、令和元年5月16日付け出総第9号一部改正、<u>令和2年3月17日付け出総第282号一部改正</u></p> <p>〔略〕</p> <p>附 則（平成15年1月28日付け総務第1100号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この要領は、平成15年2月3日以降に入札公告を行う工事から適用する。</li> <li>この要領の適用前に入札公告を行った工事については、なお、従前の例による。</li> </ol> <p>附 則（平成16年3月29日付け総務第1300号） 改正後の要領は、平成16年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成16年7月8日付け総務第268-1号） 改正後の要領は、平成16年8月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成17年1月27日付け総務第886号） 改正後の要領は、平成17年1月28日から適用する。</p> <p>附 則（平成17年8月25日付け総務第513-1号） 改正後の要領は、平成17年9月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成18年3月24日付け総務第1125号） 改正後の要領は、平成18年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成19年6月21日付け総務第306号） 改正後の要領は、平成19年7月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成19年10月15日付け総務第687号） 改正後の要領は、平成19年10月22日から適用する。</p> <p>附 則（平成21年1月19日付け総務第929号） 改正後の要領は、平成21年2月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成21年3月30日付け総務第1252号） 改正後の要領は、平成21年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成21年5月18日付け総務第149号） 改正後の要領は、平成21年6月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成21年10月30日付け総務第720号） 改正後の要領は、平成21年11月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成22年3月15日付け総務第1183号） 改正後の要領は、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成23年3月25日付け総務第428号） 改正後の要領は、平成23年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成23年5月16日付け総務第23号） 改正後の要領は、平成23年6月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成24年2月16日付け総務第261号） 改正後の要領は、平成24年3月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成25年5月20日付け総務第39号） 改正後の要領は、平成25年6月1日から適用する。</p>

改正前	改正後
<p>附 則（平成25年7月5日付け総務第82号） 改正後の要領は、平成25年7月8日から適用する。</p> <p>附 則（平成25年10月17日付け総務第172号） 1 改正後の要領は、平成25年10月17日から適用する。 2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事は、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成28年5月9日付け総務第37号） 1 この要領は、平成28年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。 2 同日前に入札公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年5月15日付け総務第44号） この要領は、平成29年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（平成31年3月28日付け総務第236号） 1 この要領は、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。 2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成31年3月29日付け総務第242号） この要領は、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（令和元年5月16日付け出総第9号） この要領は、令和元年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p>	<p>附 則（平成25年7月5日付け総務第82号） 改正後の要領は、平成25年7月8日から適用する。</p> <p>附 則（平成25年10月17日付け総務第172号） 1 改正後の要領は、平成25年10月17日から適用する。 2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事は、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成28年5月9日付け総務第37号） 1 この要領は、平成28年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。 2 同日前に入札公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年5月15日付け総務第44号） この要領は、平成29年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（平成31年3月28日付け総務第236号） 1 この要領は、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。 2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成31年3月29日付け総務第242号） この要領は、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（令和元年5月16日付け出総第9号） この要領は、令和元年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p><b>附 則（令和2年3月17日付け出総第282号）</b> <b>この要領は、令和2年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</b></p>
別紙1-1（第4関係）〔予定価格5億円以上の工事（特定調達契約対象外工事）〕	別紙1-1（第4関係）〔予定価格5億円以上の工事（特定調達契約対象外工事）〕
入 札 条 件	入 札 条 件
<p><b>本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格を設定しています。</b>この調査基準価格に満たない価格の入札があった場合は落札の決定を保留し、調査基準価格に満たない入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。</p> <p>おって、低入札価格調査結果に基づく落札者については、後日入札者全員に通知します。</p> <p>低入札価格調査対象者については、工事所管部局が中心となり下記内容について書類の提出及び説明を求めます。<b>調査対象者には、工事所管部局から個別にファックスで通知します。原則として書類の提出期限は、工事所管部局からの通知があった日の翌日から起算して3日以内（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除く。）です。</b>工事所管部局の承認を得ずに提出期限までに書類の提出が行われない場合は、調査に協力しない者と判断し、失格とします。この場合は、県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、不誠実な行為として指名停止措置の対象となります。</p> <p>なお、失格となる基準は、下記3のとおりです。</p> <p>また、<b>調査基準価格に満たない価格をもって落札者となった者については、契約工事の会計を明瞭にするために、当該工事専用の経理帳簿を整備するとともに、施工過程において実施する低入札価格調査内容に関する追跡調査を行います。</b></p>	<p><b>本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格を設定しています。</b>この調査基準価格に満たない価格の入札があった場合は落札の決定を保留し、調査基準価格に満たない入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。</p> <p>おって、低入札価格調査結果に基づく落札者については、後日入札者全員に通知します。</p> <p>低入札価格調査対象者については、工事所管部局が中心となり下記内容について書類の提出及び説明を求めます。<b>調査対象者には、工事所管部局から個別にファックスで通知します。原則として書類の提出期限は、工事所管部局からの通知があった日の翌日から起算して3日以内（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除く。）です。</b>工事所管部局の承認を得ずに提出期限までに書類の提出が行われない場合は、調査に協力しない者と判断し、失格とします。この場合は、県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、不誠実な行為として指名停止措置の対象となります。</p> <p>なお、失格となる基準は、下記3のとおりです。</p> <p>また、<b>調査基準価格に満たない価格をもって落札者となった者については、契約工事の会計を明瞭にするために、当該工事専用の経理帳簿を整備するとともに、施工過程において実施する低入札価格調査内容に関する追跡調査を行います。</b></p>
記	記
<p>1.～3.【略】</p> <p>4. <b>現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務禁止について</b> 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合には、現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務は認めないこととします。</p> <p>なお、主任技術者（監理技術者）については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。</p> <p>5. <b>配置技術者の増員について</b> 専任の主任（監理）技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任（監理）技術者とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で1名現場に配置することとします。（増員配置技術者（主任技術者又は監理技術者以外の技術者）が現場代理人を兼務することは認めない。特定共同企業体と契約する工事においては、各構成員ごとに1名ず</p>	<p>1.～3.【略】</p> <p>4. <b>現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専任補助者の兼務禁止について</b> 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合には、現場代理人と主任技術者（監理技術者）<b>及び専任補助者（総合評価落札方式において配置できる技術者）</b>の兼務は認めないこととします。</p> <p>なお、主任技術者（監理技術者）については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。</p> <p>5. <b>配置技術者の増員について</b> 専任の主任技術者（<b>監理技術者</b>）の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任技術者（<b>監理技術者</b>）とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で1名現場に配置することとします。（増員配置技術者（主任技術者又は監理技術者以外の技術者）が現場代理人<b>及び専任補助者</b>を兼務することは認めない。特定共同企業体と契約する工事におい</p>

改正前	改正後
<p>つ配置すること。)</p> <p>なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任(監理)技術者を補助し、主任(監理)技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。</p> <p>6. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記(以下「別記」という。)条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第4項中「請負代金の10分の1」とあるのは「請負代金の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第43条の第2第1項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る<b>瑕疵の補修又は</b>損害賠償の請求ができる期間は、引渡しを受けた日から4年(木造の建物等の建設工事又は設備工事等)に係るものである場合には2年)以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第41条第2項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と、「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には1年」とあるのは「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には2年」と読み替えて適用する。</p> <p>(4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、4に基づき主任技術者及び監理技術者との兼務を認めないものとし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第10条第5項「現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用する。</p>	<p>ては、構成員ごとに1名ずつ配置すること。)</p> <p>なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者(監理技術者)を補助し、主任技術者(監理技術者)と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。</p> <p>6. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記(以下「別記」という。)条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第5項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第50条第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る<b>契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除</b>ができる期間は、引渡しを受けた日から4年(設備機器本体等)に係るものである場合には2年)以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第52条第1項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第52条第2項中「引渡しを受けた日から1年」とあるのは「引渡しを受けた日から2年」と読み替えて適用する。</p> <p>(4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、4に基づき主任技術者(監理技術者)及び専任補助者との兼務を認めないものとし、別記第10条第5項「現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人と主任技術者(監理技術者)及び専任補助者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用します。</p>
別紙1-2(第4関係)[予定価格5億円未満の工事]	別紙1-2(第4関係)[予定価格5億円未満の工事]
入札条件	入札条件
<p>本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格(制度適用価格)を設定しています。この調査基準価格(制度適用価格)に満たない価格の入札があった場合は、下記2の失格基準による判定をしたうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格(制度適用価格)を設定しています。この調査基準価格(制度適用価格)に満たない価格の入札があった場合は、下記2の失格基準による判定をしたうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>1.、2. [略]</p> <p>3. 現場代理人と主任技術者(監理技術者)の兼務禁止について</p> <p>調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合においては、現場代理人と主任技術者(監理技術者)の兼務は認めないこととします。</p> <p>なお、主任技術者(監理技術者)については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。</p> <p>4. 配置技術者の増員について(予定価格1億円以上の工事のみ)</p> <p>専任の主任(監理)技術者の配置が義務づけられている予定価格1億円以上の工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任(監理)技術者とは別に、公告に明示した入札参加資格要件(工事経験を除く。)を満たす技術者(以下「増員配置技術者」という。)を、専任で1名現場に配置することとします。(増員配置技術者(主任技術者又は監理技術者以外の技術者)が現場代理人を兼務することは認めない。特定共同企業体と契約する工事において</p>	<p>1.、2. [略]</p> <p>3. 現場代理人と主任技術者(監理技術者)及び専任補助者の兼務禁止について</p> <p>調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合においては、現場代理人と主任技術者(監理技術者)及び専任補助者(総合評価落札方式において配置できる技術者)の兼務は認めないこととします。</p> <p>なお、主任技術者(監理技術者)については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。</p> <p>4. 配置技術者の増員について(予定価格1億円以上の工事のみ)</p> <p>専任の主任技術者(監理技術者)の配置が義務づけられている予定価格1億円以上の工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任技術者(監理技術者)とは別に、公告に明示した入札参加資格要件(工事経験を除く。)を満たす技術者(以下「増員配置技術者」という。)を、専任で1名現場に配置することとします。(増員配置技術者(主任技術者又は監理技術者以外の技術者)が現場代理人及び専任補助者を兼務することは認めない。特定共同企</p>

改正前	改正後
<p>は、各構成員ごとに1名ずつ配置すること。)</p> <p>なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任(監理)技術者を補助し、主任(監理)技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。</p> <p>5. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記(以下「別記」という。)条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第4項中「請負代金の10分の1」とあるのは「請負代金の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第43条の2第1項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る<b>瑕疵の補修又は</b>損害賠償の請求ができる期間は、引渡しを受けた日から4年(木造の建物等の建設工事又は設備工事等)に係るものである場合には2年)以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第41条第2項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と、「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には1年」とあるのは「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には2年」と読み替えて適用する。</p> <p>(4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、3に基づき主任技術者及び監理技術者との兼務を認めないものとし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第10条第5項「現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用する。</p>	<p>業体と契約する工事においては、構成員ごとに1名ずつ配置すること。)</p> <p>なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者(監理技術者)を補助し、主任技術者(監理技術者)と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。</p> <p>5. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記(以下「別記」という。)条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第5項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第50条第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る<b>契約不適合を理由とした履行の追完の請求、</b>損害賠償の請求、<b>代金の減額の請求又は契約の解除</b>ができる期間は、引渡しを受けた日から4年(設備機器本体等)に係るものである場合には2年)以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第52条第1項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第52条第2項中「引渡しを受けた日から1年」とあるのは「引渡しを受けた日から2年」と読み替えて適用する。</p> <p>(4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、3に基づき主任技術者(監理技術者)及び専任補助者との兼務を認めないものとし、別記第10条第5項「現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人と主任技術者(監理技術者)及び専任補助者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用します。</p>
別紙1-3(第4関係)[特定調達契約対象工事]	別紙1-3(第4関係)[特定調達契約対象工事]
入札条件	入札条件
<p>本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格を設定しています。この調査基準価格に満たない価格の入札があった場合は落札の決定を保留し、調査基準価格に満たない入札額によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。</p> <p>おって、低入札価格調査結果に基づく落札者については、後日入札者全員に通知します。</p> <p>低入札価格調査対象者については、工事所管部局が中心となり下記内容について書類の提出及び説明を求めます。調査対象者には、工事所管部局から個別にファックスで通知します。原則として書類の提出期限は、工事所管部局からの通知があった日の翌日から起算して3日以内(岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除く。)です。工事所管部局の承認を得ずに提出期限までに書類の提出が行われない場合は、調査に協力しない者と判断し、失格とします。この場合は、県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、不誠実な行為として指名停止措置の対象となります。</p> <p>なお、失格となる基準は、下記3のとおりです。</p> <p>また、調査基準価格に満たない価格をもって落札者となった者については、契約工事の会計を明瞭にするために、当該工事専用の経理帳簿を整備するとともに、施工過程において実施する低入札価格調査内容に関する追跡調査を行います。</p>	<p>本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格を設定しています。この調査基準価格に満たない価格の入札があった場合は落札の決定を保留し、調査基準価格に満たない入札額によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。</p> <p>おって、低入札価格調査結果に基づく落札者については、後日入札者全員に通知します。</p> <p>低入札価格調査対象者については、工事所管部局が中心となり下記内容について書類の提出及び説明を求めます。調査対象者には、工事所管部局から個別にファックスで通知します。原則として書類の提出期限は、工事所管部局からの通知があった日の翌日から起算して3日以内(岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除く。)です。工事所管部局の承認を得ずに提出期限までに書類の提出が行われない場合は、調査に協力しない者と判断し、失格とします。この場合は、県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、不誠実な行為として指名停止措置の対象となります。</p> <p>なお、失格となる基準は、下記3のとおりです。</p> <p>また、調査基準価格に満たない価格をもって落札者となった者については、契約工事の会計を明瞭にするために、当該工事専用の経理帳簿を整備するとともに、施工過程において実施する低入札価格調査内容に関する追跡調査を行います。</p>
1.~4 [略]	1.~4. [略]

改正前	改正後
<p>5. 配置技術者の増員について 専任の主任（<u>監理</u>）技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任（<u>監理</u>）技術者とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で1名現場に配置することとします。（増員配置技術者（主任技術者又は監理技術者以外の技術者）が現場代理人を兼務することは認めない。特定共同企業体と契約する工事においては、<u>各</u>構成員ごとに1名ずつ配置すること。）</p> <p>なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任（<u>監理</u>）技術者を補助し、主任（<u>監理</u>）技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。</p> <p>6. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第4項中「請負代金の10分の1」とあるのは「請負代金の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第43条の2第1項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る<u>瑕疵の補修又は損害賠償</u>の請求ができる期間は、引渡しを受けた日から4年（<u>木造の建物等の建設工事又は設備工事等</u>に係るものである場合には2年）以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第41条第2項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と、「<u>木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には1年</u>」とあるのは「<u>木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には2年</u>」と読み替えて適用する。</p> <p>(4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、4に基づき主任技術者及び監理技術者との兼務を認めないものとし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第10条第5項「<u>現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。</u>」とあるのは「<u>現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、これを兼ねることができない。</u>」と読み替えて適用する。</p> <p>別紙2 [略]</p>	<p>5. 配置技術者の増員について 専任の主任技術者（<u>監理技術者</u>）の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任技術者（<u>監理技術者</u>）とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で1名現場に配置することとします。（増員配置技術者（主任技術者又は監理技術者以外の技術者）が現場代理人を兼務することは認めない。特定共同企業体と契約する工事においては、構成員ごとに1名ずつ配置すること。）</p> <p>なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者（<u>監理技術者</u>）を補助し、主任技術者（<u>監理技術者</u>）と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。</p> <p>6. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第5項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第50条第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る<u>契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除</u>ができる期間は、引渡しを受けた日から4年（<u>設備機器本体等</u>に係るものである場合には2年）以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第52条第1項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第52条第2項中「引渡しを受けた日から1年」とあるのは「引渡しを受けた日から2年」と読み替えて適用する。</p> <p>(4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、4に基づき主任技術者（<u>監理技術者</u>）との兼務を認めないものとし、別記第10条第5項「<u>現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。</u>」とあるのは「<u>現場代理人と主任技術者又は（監理技術者）は、これを兼ねることができない。</u>」と読み替えて適用します。</p> <p>別紙2 [略]</p>
改正理由	<p>1 総合評価落札方式の見直しに伴う改正（専任補助者の追記）</p> <p>2 その他所要の整備（契約書別記改正に伴う改正）</p>